

增田資料

文部省訓令

文部省分課規程中

昭和二十年九月一日

文部省

本省各部

增田

9-2
1-2

第一條第三項第四號削除

第二條 大臣官房ニ總務室ヲ置ク、

總務室ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 文教ニ關スル綜合計畫ノ設定ニ關スルコト

二 文教ニ關スル重要政策ノ綜合調整ニ關スルコト

三 文教ニ關スル善後處理事項ノ綜合企畫調整ニ關スルコト

四 内外教育制度並ニ教育事情ノ調査研究ニ關スルコト

五 國際文化事業ニ關スルコト

六 法人ニ關スルコト

總務室ニ室長一人並ニ若手人ヲ置ク

第三條 削除

第六條第二項第五號ヲ削リ第六號ヲ第五號トシ第七條乃至第十號ヲ

順次繰上ゲ左ノ一號ヲ加フ

一 國史編修院ニ關スルコト

第七條 科學教育局第一部ニ指導課、研究課及應用課ヲ置ク

指導課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 科學局所管ノ綜合事務ニ關スルコト

二 科學教育ノ指導及獎勵ニ關スルコト

三 國民ノ科學ニ關スル創意ノ昂揚ニ關スルコト

四 科學ニ關スル表彰及獎勵ニ關スルコト

五 東京科學博物館其ノ他科學普及ニ關スル施設ニ關スルコト

六 他課ニ屬セザル事務

研究課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 科學研究ノ振興ニ關スルコト

二 科學研究費ニ關スルコト

三 科學研究ノ獎勵ニ關スルコト

四 帝國學士院、學術研究會議其ノ他ノ學術會ニ關スルコト

五 科學研究要員ニ關スルコト

應用課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 科學研究成果ノ應用化ニ關スルコト

增田 43

增田 43

一 科學研究成果ノ試行ニ關スルコト

二 研究用資材ノ調査ニ關スルコト

第八條 科學教育局第二部ニ管理課及調査課ヲ置ク
管理課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 民間試験研究ニ關シテノ助成及指導ニ關スルコト

二 測地學委員會、緯度觀測所及電波物理研究所其ノ他ノ科學ニ關スル研究所ニ關スルコト

三 法人ニ關スルコト

四 他課ニ屬セザル事務

調査課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 科學ニ關スル調査及情報蒐集ニ關スルコト

二 學術探險又ハ調査ノ企畫及指導ニ關スルコト

三 科學文獻ノ翻譯及翻刻ニ關スルコト

四 科學ニ關スル資料及文獻ノ蒐集整理及編纂、發布ニ關スルコト

五 科學標準用語ノ制定ニ關スルコト

第九條 體育局ニ體育課、勤勞課及保健課ヲ置ク

體育課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 學徒及教職員ノ體育ニ關スルコト

二 前號ノ指導者ノ養成ニ關スルコト

三 學徒及教職員ノ體育大會、競技會等ノ指導運営ニ關スルコト

四 大日本學徒體育振興會其ノ他學徒及教職員ノ體育運動團體ノ指導助成ニ關スルコト

勤勞課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 體育局所管ノ総合事務ニ關スルコト

二 學徒ノ勤勞作業等ニ關スルコト

三 前號ノ指導者ノ養成ニ關スルコト

四 勤勞學徒等ノ援護ニ關スルコト

五 法人ニ關スルコト

六 他課ニ屬セザル事務

保健課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 生徒ニ應テ其ノ體格及健康ニ關スルコト
- 二 生徒ノ保健衛生訓練ニ關スルコト
- 三 學校身體検査ニ關スルコト
- 四 學校給食其ノ他保健養護施設ニ關スルコト
- 五 養護訓導及養護婦ニ關スルコト
- 六 學校醫及學校齒科醫ニ關スルコト
- 七 教職員ノ保健及保養ニ關スルコト
- 八 其ノ他學校ニ於ケル保健衛生ニ關スルコト

大臣官房

秘書

文書

考査

會計

事務

總務

大教

育局

專門

學教

育

監理

教

育

國民

師範

教

育

圖書

學

教

育

思想

教

育

宗

教

育

宗教

教

育

科學

教

育

局

化

育

局

局

局

體

第一部

指導

第二部

應用

第三部

管理

第四部

查査

體育

局

局

局

局

局

局

局

局

局

局

局

局

局

局

